

知っ得

なっとく

2013.9
No.184

インターネットショッピング

インターネット（ネット）ショッピングは、家にいながらにして様々な商品やサービスを購入することができる非常に便利なものです。ネットショッピングの特徴として、非対面で取引が行われ、多くは遠隔地の取引でもあります。このことから「注文してお金も支払ったのに商品が届かない」「店に連絡をしようにも連絡先が分からない」といった相談が増えてきています。さらに最近では、ブランド品を格安で表示して注文を受け、模倣品を送りつけてくる海外サイトについての相談も増加しています。



アドバイス

■取引は事業者情報が記載されているサイトと■

住所や電話番号などがきちんと記載されているショップを選びましょう。特にメールアドレスしか分からないサイトとの取引は控えましょう。トラブルになった時に交渉すらできなくなることがあります。

■返品特約を必ず確認する■

ネットショッピングのような通信販売では、クーリング・オフ（一定期間内であれば無条件解約できる制度）の適用はありません。必ず返品特約（商品の返品の可否やその条件）を確認しましょう。返品特約の表示が無い場合、商品到着後8日以内であれば送料は消費者負担で返品が可能です。

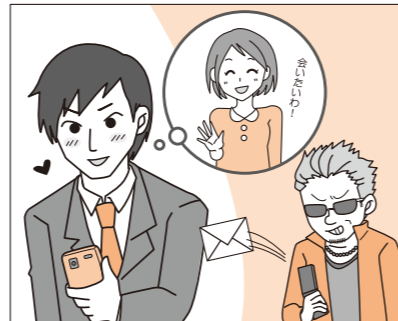
■「おかしいな」と思ったら取引しない■

ブランド品などが極端に値下げされている場合は模倣品である可能性があります。また海外のサイトであればトラブルになった場合に交渉が非常に困難になります。たとえ日本語でも不自然な表現があるサイトには注意しましょう。

サクラサイト商法

「サクラサイト」とは、サイト業者に雇われた「サクラ」が消費者を誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させるサイトのことです。サイト業者は巧妙に「異性と交際したい」「お金が欲しい」などといった消費者の気持ちを利用して異性や芸能人、会社の社長などになりすまし、「会いたい」「お金を受け取ってほしい」「悩みを聞いてほしい」と接触してきて有料サービス（多くはポイント制のメール交換サービス）を利用させようとしています。

もちろん相手はサクラなので、どんなにやり取りしてもお金がもらえたり、出会えたりすることはありません。このため、「いつまで経っても連絡先も交換できない」「やめようと思っても、相手から「手数料以上の謝礼も支払うから」と言われてやめられず、支払いが高額になってしまった」といった相談が寄せられています。



アドバイス

■うまい話は信用しない■

特に「お金をあげる」「簡単に高収入」などという怪しいメールは無視をしましょう。SNSやオンラインゲームで知り合った人で「プロフィールを見に来て」「別のサイトでやり取りしよう」と言う人にも注意が必要です。

■無料サイトでも近づかない■

最初は無料でも途中から有料になるサイトがほとんどです。やり取りの内容や相手が本当かどうか確認できない場合は、お金を支払わないようにしましょう。

■止めるときはきっぱりと■

サクラは「謝礼も支払うから」と言ったり「やめるなら損害賠償請求する」と脅したりして、何とかやり取りを続けようとしてきますが、相手にしないようにしましょう。消費者に少しでも有料サービスを利用させようとするのがサクラの巧妙な手口なのです。怪しいと感じたり、不安に思うことがあれば消費生活センターに相談してください。

絶賛放送中!!

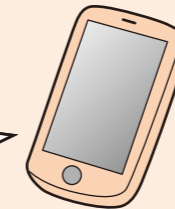
広島市広報番組
「ミチル殿のこれ見て一件落着」
広島テレビ (HTV)
毎週日曜日 20:55~20:59



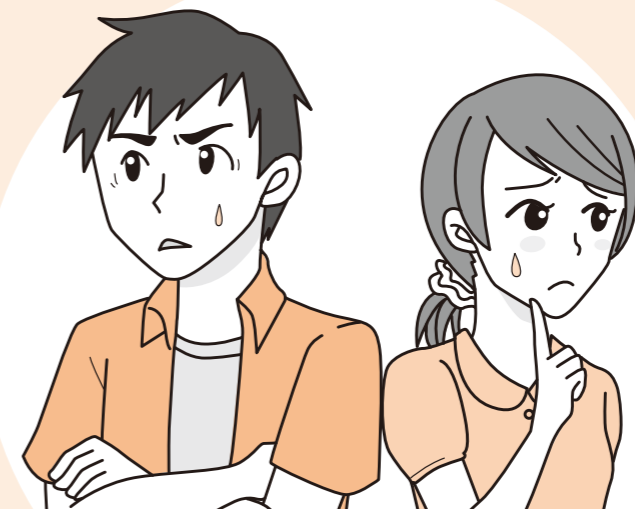
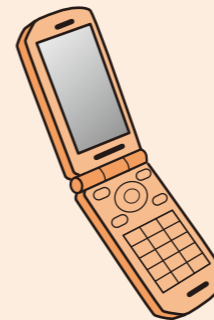
悪質商法の情報から公共施設の便利な利用の仕方、健康情報など市民に役立つ生活情報を分かりやすくお伝えします!
(手話・要約字幕付き)

インターネット上の契約トラブルが増加中!!

E-Mail
from xxxxxxx.jp
date 2013/09/12
アイドルの〇〇のマネージャーをしています。実は〇〇が精神的に参ってしまって、あなたに話を聞いてほしい



激安!
最新モデル
ブランドバッグ
¥150,000 → ¥50,000



消費生活のご相談



広島市消費生活センター
TEL082-225-3300
(消費生活相談用)

- 受付時間/10:00~19:00
- 火曜日と12月29日~1月3日は休み



広島市ホームページ
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

- ▶市民生活 ▶消費生活 ▶消費生活センターのご案内

借金問題でお困りの方は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターでは、相談員が直接、債務状況や生活状況を伺い、解決に向けた債務整理の方法を情報提供し、弁護士や司法書士といった専門家に引き継ぎます。

- ・借金問題は必ず解決できます。
- ・センターへの予約は不要ですので、直接来所してください。
- ・専門家による初回の相談は無料です。(実際に依頼した場合には料金が必要になります。)
- ・秘密厳守で相談を受け付けています。

広島市消費生活センター TEL082-225-3300
(消費生活相談用)

- 受付時間 10:00~19:00 ●火曜日と12月29日~1月3日は休み